

放送制度の概要

目次

	頁
1 放送の定義	1
2 テレビジョン放送に係る規律の概要	2
3 受託委託放送制度と電気通信役務利用放送制度の概要	3
4 放送の許認可制度	4
5 番組編集の基準	5
6 放送対象地域	6
7 放送による表現の自由享有基準（マスメディア集中排除原則） の概要	7
8 放送による表現の自由享有基準（マスメディア集中排除原則） の最近の主な改正経緯	9

1 放送の定義

○放送法(昭和25年5月2日法律第132号) 抜粋

(定義)

第二条 (略)

一 「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信をいう。

(中略)

二の三 「中波放送」とは、五百二十六・五キロヘルツから千六百六・五キロヘルツまでの周波数を使用して音声その他の音響を送る放送をいう。

二の四 「超短波放送」とは、三十メガヘルツを超える周波数を使用して音声その他の音響を送る放送(文字、図形その他の影像又は信号を併せ送るものを含む。)であつて、テレビジョン放送に該当せず、かつ、他の放送の電波に重畳して行う放送でないものをいう。

二の五 「テレビジョン放送」とは、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送(文字、図形その他の影像又は信号を併せ送るものを含む。)をいう。

(以下略)

2 テレビジョン放送に係る規律の概要

地上放送

電波法

衛星放送

放送局の免許

外資規制あり(5分の1:地上放送については間接規制あり)
免許の有効期間は5年

1ヵ月以上の休止・廃止は届出

- ・NHK
- ・地上系民間放送事業者

- ・BSアナログ放送事業者
- ・2.6GHz帯BSデジタル音声放送事業者
- ・受託放送事業者

放送法

番組編集の自由、番組準則、番組調和原則、番組基準の策定、番組審議機関の設置等

有料放送料金認可(衛星放送は届出)、契約約款認可(標準約款と同一の場合届出)、役務提供義務

委託放送事業者の認定

外資規制あり(5分の1)
認定の有効期間は5年

1ヵ月以上の休止・廃止は届出

受託放送事業者の役務提供義務、料金等の届出

NHKに係る規律

目的、業務、組織、受信料、会計等に係る規定

12時間以上の休止・廃止は認可

放送大学学園に係る規律

12時間以上の休止・廃止は認可

有線放送

有線テレビジョン放送法

施設設置・変更の許可

外資規制なし
廃止は事前届出

業務の届出

外資規制なし
廃止は事後届出

番組編集の自由、番組準則、番組基準の策定、番組審議機関の設置等

(放送法の関係規定の準用)

契約約款の届出、役務提供義務

テレビジョン放送の受信障害地域での再送信の義務付け

電気通信役務利用放送法

電気通信役務利用放送業務の登録

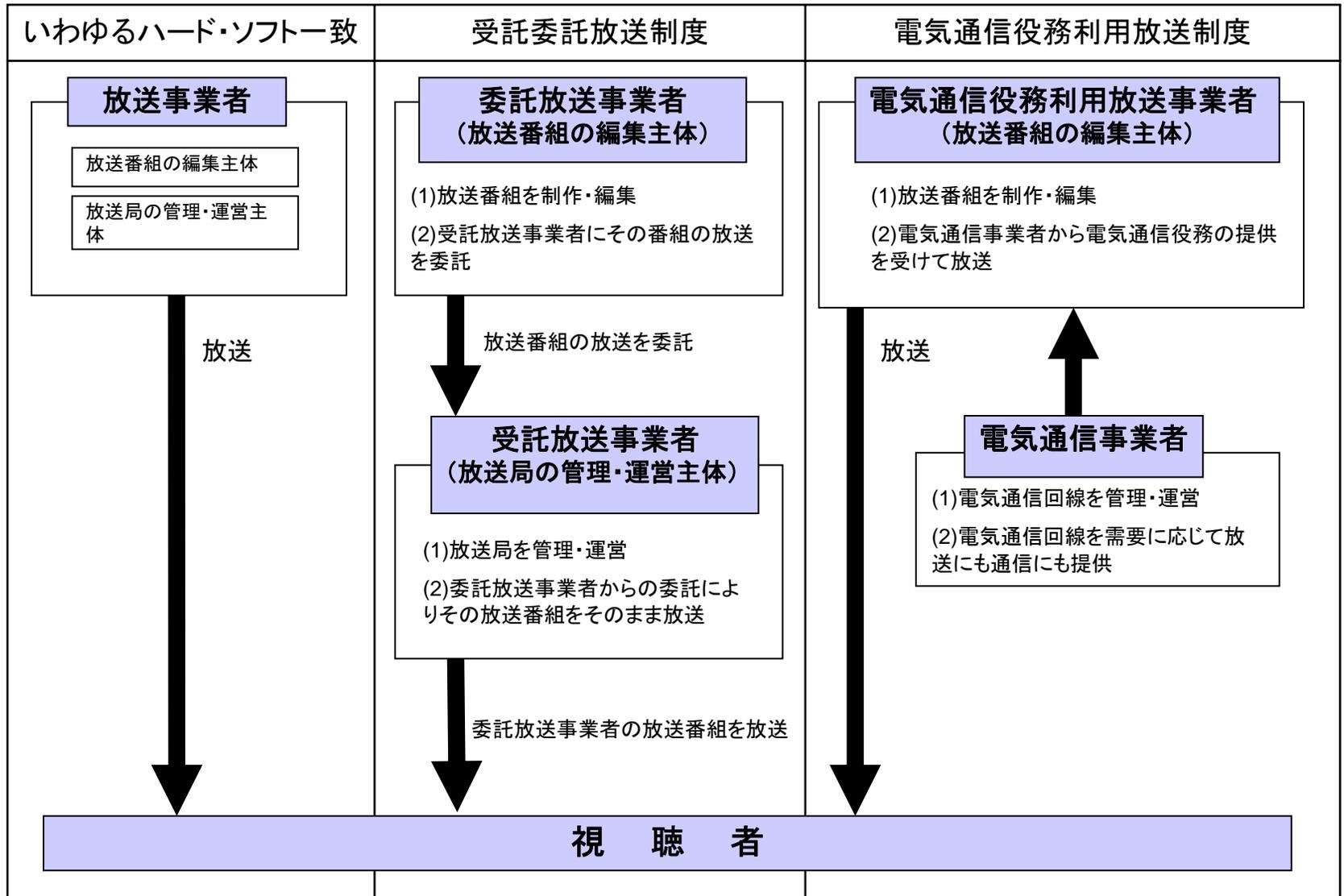
外資規制なし
廃止は事後届出

契約約款の届出、役務提供義務

番組編集の自由、番組準則、番組基準の策定、番組審議機関の設置等

(放送法の関係規定の準用)

3 受託委託放送制度と電気通信役務利用放送制度の概要



4 放送の許認可制度

2007年5月末現在

	地上放送事業者 (キー局、地方局)	BS(アナログ)放送事業者 (注1)	BS(デジタル)放送事業者(注1)		CS(110度、124/128度)放送事業者			有線テレビジョン放送事業者		
			委託放送事業者	受託放送事業者	委託放送事業者	受託放送事業者	衛星役務利用放送事業者	有線テレビジョン放送法		有線役務利用放送事業者
								有線テレビジョン放送施設者	左記以外の有線テレビジョン放送事業者(注4)	
適用法	電波法 放送法	電波法 放送法	放送法	電波法 放送法	放送法	電波法 放送法	電気通信役務 利用放送法	有線テレビジョン放 送法	有線テレビジョン 放送法	電気通信役務利 用放送法
参入	無線局開設に係 る免許	無線局開設に係 る免許	認定	無線局開設に 係る免許	認定	無線局開設 に係る免許	登録	施設設置許可 (業務は届出)	届出	登録
審査事項	○欠格事由 ○技術基準適合 性 ○周波数割当が 可能であること ○財政的基礎 ○その他総務省 令に合致(集中 排除原則等)	○欠格事由 ○技術基準適合 性 ○周波数割当が 可能であること ○財政的基礎 ○その他総務省 令に合致(集中 排除原則等)	○欠格事由 ○受託放送役務を 受けられること ○財政的基礎 ○放送の普及及び 健全な発達に適切 ○総務省令に合致 (集中排除原則)	○欠格事由 ○技術基準適合 性 ○周波数割当 が可能であること ○その他総務 省令に合致	○欠格事由 ○受託放送役務を 受けられること ○財政的基礎 ○放送の普及及び 健全な発達に適切 ○総務省令に合致 (集中排除原則)	○欠格事由 ○技術基準 適合性 ○周波数割 当が可能 であること ○その他総 務省令に 合致	○欠格事由 ○経理的基礎 及び技術的 能力 ○権原に基づく 設備利用の 可否 ○総務省令に 合致(集中排 除原則)	○欠格事由 ○施設計画の合理 性及び実施の確 実性 ○技術基準適合性 ○経理的基礎及び 技術的能力 ○自然的社会的文 化的事情に照らし 必要かつ適切	○なし (虚偽の届出につ いては罰則)	○欠格事由 ○経理的基礎及 び技術的能力 ○権原に基づく 設備利用の可 否 ○総務省令に合 致(集中排除原 則)
外資規制	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×
料金	認可	認可(注2)	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出
番組準則	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○
放送番組審議機関	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○
訂正放送等	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○
放送番組の保存	○	○	○	×	○	×	○	×	×	○
あまねく受信 努力義務	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
災害放送	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×
義務再送信	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×
候補者放送	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○
事業者数	197	1	12	1	65	2	54	529(注3)	59	18
代表的な事業者	○日本テレビ ○東京放送 ○フジテレビ ○テレビ朝日 ○テレビ東京	○WOWOW	○BS日本 ○ビーエスフジ ○ビーエス・アイ ○ビーエス朝日 ○BSジャパン	○B-SAT	○ジェイ・スポーツ・プロ ト・キャストینگ ○スター・チャンネル	○JCSAT ○宇宙通信	○ウォルト・ディズ ニー・ジャパン ○ブルームバーグ・ エル・ピー	○ジェイコム東京 ○ケーブルテレビ ○多摩ケーブルネッ トワーク	○諏訪市 ○熊野市 ○倉敷市	○ビー・ビー・ ケーブル ○東京ベイネット ワーク ○KDDI ○オブティキャスト

(注1)2. 6GHz帯衛星デジタル音声放送については、現行のBS(アナログ)放送事業者と同様の規律が存在

(注2)平成19年より届出

(注3): 自主放送を行う事業者

(注4)有線テレビジョン放送施設者から
施設の提供を受けて業務を行う者

5 番組編集の基準

放送法

第1条【目的】

次の原則に従い、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図る

- 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。
- 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

第3条【番組編集の自由】

放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない

第3条の2第1項

(NHK・民放共通) 【番組準則】

- 公安及び善良な風俗を害しないこと
- 政治的に公平であること
- 報道は事実をまげないですること
- 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること

第44条第1項

(NHKのみ追加)

- 公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するよう努力すること
- 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにすること
- 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにすること

第3条の2第2項

【番組調和原則】

教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようにしなければならない

第3条の3

【番組基準の策定】

放送番組の種類及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。

第3条の4

【番組審議機関の設置】

放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関を置くものとする。

国内番組基準

放送番組審議会

【国内番組基準の概要】

- その放送において、
- 1 世界平和の理想の実現に寄与し、人類の幸福に貢献する
 - 2 基本的人権を尊重し、民主主義精神の徹底を図る
 - 3 教養、情操、道徳による人格の向上を図り、合理的精神を養うのに役立つようにする
 - 4 わが国の過去のすぐれた文化の保存と新しい文化の育成・普及に貢献する
 - 5 公共放送としての権威と品位を保ち、公衆の期待と要望にそう

放送基準

放送基準(各社)

放送番組審議会(各社)

ほぼ準拠

日本民間放送連盟

【民放連・放送基準の概要】

次の点を重視して、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに、即時性、普遍性など放送のもつ特性を発揮し内容の充実につとめる。

- 正確で迅速な報道
- 健全な娯楽
- 教育・教養の発展
- 児童および青少年に与える影響
- 節度をまもり、真実を伝える広告

日本放送協会

6 放送対象地域

放送対象地域の概念

放送対象地域とは、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（放送法第2条の2第2項）のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的な使用を考慮して、放送普及基本計画において規定（放送法第2条の2第3項）。

放送対象地域の効果

(1) 放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定

放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、放送普及基本計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

(2) 放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務

放送事業者は、放送対象地域内で、その放送があまねく受信できるように努めることとされている（NHKには、テレビジョン放送及び中波放送・超短波放送のいずれかが全国において受信できるように措置をすることが義務付け）。

放送対象地域の例

(1) 規定の仕方

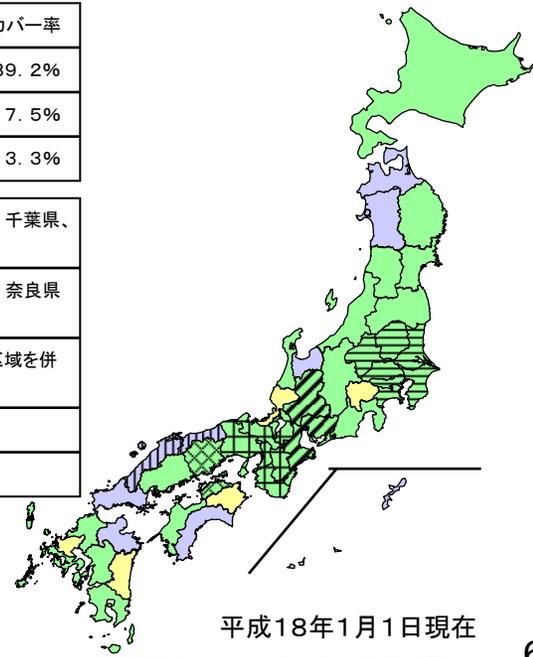
- ① 放送の主体（NHK、放送大学学園、一般放送事業者）
- ② 放送の種類（テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等）等に基づき設定

(2) 具体例（地上アナログテレビジョン放送）

- ① NHK
 - 関東広域圏、関東広域圏にある県を除く各道府県
- ② 放送大学学園
 - 関東広域圏
- ③ 一般放送事業者
 - 広域圏：関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏
 - 複数の県域：鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県
 - その他：上記以外の各都道府県

	都道府県数	世帯カバー率
4事業者以上	33都道府県	89.2%
3事業者	9県	7.5%
2事業者以下	5県	3.3%

	関東広域圏：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県各区域を併せた区域
	近畿広域圏：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県各区域を併せた区域
	中京広域圏：岐阜県、愛知県及び三重県各区域を併せた区域
	岡山県及び香川県の各区域を併せた区域
	鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域



平成18年1月1日現在

（世帯数については平成12年国勢調査）

7 放送による表現の自由享有基準(マスメディア集中排除原則)の概要①

放送法 第1条 (目的)

放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること

放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること

放送法 第2条の2 (放送普及基本計画)

放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする

一の者によって所有又は支配される放送系の数を制限
多元性、多様性、地域性の三原則を実現

電波法第7条第2項 第4号

放送局免許の審査基準

放送法第52条の13 第1項第3号

委託放送業務
認定の審査基準

電気通信役務利用放送法 第5条第1項第6号

電気通信役務利用放送
登録の審査基準

省令	放送局の開設の根本的基準 第9条等	放送法施行規則 第17条の8等	電気通信役務利用放送法 施行規則第7条
対象	放送局を開設しようとする者 (地上・BSアナログ)	BSデジタル・CS委託業務の認定を受けようとする者	電気通信役務利用放送の業務を行おうとする者

7 放送による表現の自由享有基準(マスメディア集中排除原則)の概要②

	地上放送・BSアナログ (コミュニティ放送を含む)	BSデジタル	CSデジタル	電気通信役務利用放送		有線テレビジョン放送
				衛星系	有線系	
一の者が支配可能な放送事業者の数を制限						
支配の基準	<ul style="list-style-type: none"> 同一の放送対象地域 : 議決権の1/10超 異なる放送対象地域 : 議決権の1/5以上 隣接地域(7地域まで)で 連携する地上放送事業者 : 議決権の1/3以上 	<ul style="list-style-type: none"> 議決権の1/2超 (地上放送事業者の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 議決権の1/3以上 	<ul style="list-style-type: none"> 議決権の1/3以上 	<ul style="list-style-type: none"> 議決権の1/3以上 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 業務区域と放送対象地域が重複する地上放送事業者の場合 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○法令上特段の規制はない
中継器による制限	○なし	○地上放送事業者は、原則として支配不可	○地上放送事業者は2中継器まで支配可能	○地上放送事業者はCSデジタル放送と合計で6中継器まで支配可能	○なし	○なし
その他の規律	<ul style="list-style-type: none"> ○経営困難時の特例措置あり ○隣接地域(7地域まで)のうち、一の地域に他のすべての地域が隣接している場合はローカル局相互の兼営が可能 ○同一の放送対象地域の場合、AM及びテレビの兼営は可能 ○原則として、三事業(テレビ、AM、新聞)支配の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ○経営困難時の特例措置あり 	<ul style="list-style-type: none"> ○経営困難時の特例措置あり 		<ul style="list-style-type: none"> ○業務区域と放送対象地域が重複する地上放送事業者は参入不可 	<ul style="list-style-type: none"> ○一般放送事業者及び一般放送事業者に支配される者については、審査基準において <ul style="list-style-type: none"> ・他に行う者がいない ・住民からの要望等の事情が必要 【支配の基準】 <ul style="list-style-type: none"> ・議決権の1/10超

注1 支配の基準については、このほか、役員に関する規定(1/5超の役員兼務、代表権を有する役員又は常勤役員の兼務)が存在
 注2 地上放送につき、主たる出資者等は、できるだけその放送に係る放送対象地域に住所を有する者でなければならない

8 放送による表現の自由享有基準(マスメディア集中排除原則)の最近の主な改正経緯

マスメディア集中排除原則については、周波数の希少性、社会的影響力を中心に、多メディア化・多チャンネル化の進展などのメディア環境の変化を踏まえつつ、見直しをしてきている

S63年9月

- ◎放送局の開設の根本的基準(省令)に集中排除規定を創設
- ・支配の基準は議決権の1/10超、役員1/5以上、代表権を有する役員・常勤役員の兼職
- ・テレビと中波との兼営は可能

地上波

H7年3月

- ・放送対象地域が重複しない場合の支配の基準を議決権の1/5以上に緩和

H4年1月

- ◎コミュニティ放送開始
- ・同一市町村内における複数支配を可能

H16年3月

- ・隣接7地域内の連携について、支配の基準を議決権の1/3以上に緩和
- ・放送対象地域のすべてが、そのうちいずれか1つの放送対象地域に隣接している場合等について、議決権保有制限等の適用除外(合併まで可能)

BSデジタル

H10年6月

- ◎BSデジタルに適用
- ・支配の基準は議決権の1/3以上
- ・テレビ22/48中継器以内、超短波1/48中継器以内、合計1/2中継器以内

H11年10月

- ・データ放送3/48中継器以内

H15年1月

- ・2.6GHz帯衛星デジタル音声放送を適用除外

H11年11月

- ・テレビ24/48中継器まで、超短波2/48中継器までに緩和

H15年6月

- ・地上波事業者からの支配の基準を議決権の1/2超に緩和

H元年10月

- ◎受委託制度導入に伴う規定整備(CSアナログ)

衛星

H10年10月

- ・CSアナログ(テレビジョン)関係規定廃止

受委託によるCS

H8年2月

- ◎CSデジタルに適用
- ・テレビ12番組かつ2中継器以内、超短波100番組かつ1中継器以内、データ1中継器以内、合計2中継器以内

H10年3月

- ・支配の基準を議決権の1/3以上に緩和
- ・テレビ4中継器以内、超短波1中継器以内、データ1中継器以内、合計4中継器以内に緩和(保有番組数による制限を廃止)

H11年11月

- ・超短波2中継器までに緩和

H15年1月

- ・CSアナログ関係規定廃止

H12年9月

- ◎110度CSデジタルに適用
- ・BS放送は、テレビ3中継器以内(超短波2中継器以内、データ放送1中継器以内)

衛星役務利用放送

H14年1月

- ・地上放送事業者は衛星役務利用放送とCS放送を合わせて4中継器以内(グループ全体で6中継器以内)、BS事業者は6中継器以内(グループ全体で9中継器以内)、その他の者は8中継器以内(グループ全体で12中継器以内)
- ・支配の基準は議決権の1/3以上

CATV

有線役務利用放送

H14年1月

- ・地上放送事業者の放送対象地域と、当該登録に係る業務区域とが重複しないこと
- ・支配の基準は議決権の1/10超(ただし、役務事業者に対する支配の基準は議決権の1/3以上)